

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所3号機 設計及び工事の計画（蒸気発生器伝熱管の施栓工事）【1】」
2. 日時：令和5年11月7日（火） 17時10分～18時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
坂本安全審査官

関西電力株式会社：

高浜発電所 課長◎ 他6名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 設計及び工事計画届出書 補足説明資料 高浜発電所第3号機
蒸気発生器伝熱管補修工事

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから、10月下旬に届け出を受けました高浜発電所第3号機の蒸気発生器伝熱管あせん工事補修工事に係る
0:00:15	ヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:20	本件届け出を受けて初回のヒアリングになりますのでまずは関西電力の方から概略を補足説明資料資料1いただいておりますがそれに基づいて説明をいただければと思いますよろしくお願いします。
0:00:33	関西電力の大本でございます。それでは説明の方を始めさせていただきたいと思います。説明の方は、担当の河端の方からいたしますのでよろしくお願いします。
0:00:45	関西電力の河端です。
0:00:49	補足説明資料を使って届け出の説明させていただきます。
0:00:55	ページ番号2ページから説明させていただきます。1ポツ、タカマツ苑所3号機蒸気発生器伝熱管補修工事の工事概要。
0:01:05	についてですけど、まず工事目的ですが、高浜さん。
0:01:10	サング議事録書い定期事業者検査での蒸気発生器伝熱管体積検査、
0:01:15	日経、
0:01:18	有意な信号指示が認められた、蒸気発生器、蒸気発生器恩賜蒸気発生器本の伝熱管について説明を行うものです。
0:01:29	その下工事概要についてですけど、工事ラインとしましては伝熱管の節減をするにあたり、
0:01:36	加熱面積、伝熱管本数が変更になっております。
0:01:42	その下、王子計画認可申請の要否で、当本工事は炉規法等、援助の内容を変更する工事でありますので届け出対象になります。
0:01:55	その下ご提案につきまして、10月20日に届け出を行っておりまして、使用前事業者検査の
0:02:05	11月から1月にかけての検査、
0:02:08	できればと考えております。
0:02:12	原子炉設置変更許可申請のについてですけど、原子炉設置許可申請書の本文、
0:02:20	に変更生じないため設置許可申請が不要となっております。
0:02:27	変更内容につきましてですけど、先ほどもご説明させていただいた渦流探傷資金理由の信号窃取認められた蒸気発生器。
0:02:36	この伝熱管について修繕を実施します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	右側のメカニカルラックの概要図
0:02:44	ですけど、89.3mmのメカニカルPLUG。
0:02:48	当該伝熱管損傷して中尾。
0:02:52	ウノマンドレルー派でメカニカルPLUGを押し広げて年間に圧着する。
0:02:58	4 でこうなってます。
0:03:01	右下ずーで使用するメカニカルPLUGの説明が記載されてますが、SE部付のものとスリーブがついてないものがありまして、それつきのものはNか抜管する際に、
0:03:14	使用するもので、ファイバ関しませんで、
0:03:17	(エ)のメカニカルラグを使用します。
0:03:23	1 ページめくっていただきまして 3 ページ。
0:03:26	蒸気発生器定年の補修工事検診計画。
0:03:30	ですけど、先ほどもご説明させていただいた通り、加熱面積と伝熱管府が変更になってまして。
0:03:37	宇井コウ 2 ページありますけど、変更ありません。
0:03:42	5 ページ、
0:03:44	あんまりめくっていただきます 6 ページ。うん。
0:03:49	3 ポツタカマツ伝書 3 号機A領域発生器伝熱管補修工事に係る許認可の要否、
0:03:57	①、中間新規の要員についてですが、下水道設置休暇新ページを、本文にコメント返還本数の記載がないため、設置許可対象申請対象外となっております。
0:04:11	②ですけど、工事計画申請書、事前届け出の要否ですか。
0:04:18	以降のページの添付で説明させていただきます。
0:04:22	ページめくっていただきまして、
0:04:25	7 ページの全部 1 相当の菅先生ですが、上段に炉規法の抜粋が記載されてます。
0:04:33	炉規則に準じさ、除去する記載がされてますので下、下の段。
0:04:40	下の部分の炉規則の別表第 1 の下欄。
0:04:44	一次冷却材の循環ツツミにかかるものも、性能、
0:04:48	または強度に影響を及ぼすもの。
0:04:51	に該当しますので 6 表、届け出対象。
0:04:54	となります。
0:04:56	続いてページめくっていただきまして、8 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:01	届け出手続きガイドとの関連性になります。これを抜粋点としてますが、9 ページ。
0:05:09	うん。
0:05:11	憂いぼつ修理、スモールBぼつの性能または強度に影響をゴコウ人が井藤氏の方に届け出対象となります。
0:05:20	続いて次のページ。
0:05:23	10 ページの添付 2、電事法との関連性についてですけど、こちらも全然情報から、一次元地方から、原子力発電工作物の保安に係る目で、
0:05:38	に飛びまして、別表第 1 の下段の一次冷却材の循環設備に係るものの性能、または強度に及ぼすものに該当しますので、
0:05:49	レンジの届け出対象となります。
0:05:53	6 表伝送との関連性は以上になります。
0:05:58	2 ページめくっていただきまして 11 ページ。
0:06:03	添付 3 届け出書に添付する書類の整理について、
0:06:08	炉規法に基づく手続きを行うにあたり、今回の届け、今回の工事範囲である原子炉冷却施設、計測制御系統施設に要求される添付資料を整理したものが、次の 12 ページから、
0:06:22	17 ページの表 1、
0:06:24	指摘されてます。
0:06:29	ページめくっていただきまして 12 ページの 1 オオキ法に基づく届け出において要求される添付書類の 4 の検討について。
0:06:37	ど、この表は炉規法に基づき炉規則の別表第 2 に挙げられている添付書類をさらに記載して、
0:06:47	要求される項目を、ナカタニで丸をつけております。
0:06:52	基本的にこの丸がついている添付書類を、届け出に添付しているんですけども変更点としましては、
0:07:00	A、20、高浜 3 号機 25 回提言から、
0:07:06	26 回で 25 回定検て記載が、税務処理に登場するんですけども、そこに 16 回に変更したり、当許認可番号の最新の反映をしたり、
0:07:18	耐震評価等で使用するメカニカルPLUGの重量の変更。
0:07:23	を、を述べます。
0:07:25	また、結論からしましては今回の申請で各評価の結果に影響を及ぼすものは、ございません。
0:07:35	で次、
0:07:39	ページ飛びまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	18 ページ。
0:07:47	ピンクの設計及び工事計画届け出における適用条文の整理ということで、届け出対象が適用技術基準規則の条文について整理した。
0:07:57	表を、次のページ以降 27 ページまで記載されてます。
0:08:03	ページめくっていただきまして、
0:08:06	さらに、技術基準規則の条文が記載されてまして適用要否判断この丸三角×が、
0:08:14	記載されていますが、マルで適用条文、今回届けDの対象ハタケ適合性確認については条文、
0:08:25	三角が適用条文であるがすでに適合性確認されている条文。
0:08:30	影響ない条文となっておりますでバツが適用を受けない条文になっております。
0:08:35	こちらに関しましてもオクと前回 25 回定検から変更ございません。
0:08:48	ページが飛びまして、
0:08:54	4 ポツタカマツ電子 3 号機、すいません、ページ番号 28 ページになります。
0:09:03	4 ポツ高浜発電所 3 号機蒸気発生器の耐震性に関する説明書に係る補足説明資料、
0:09:10	衛星による伝熱管の受領閉館の提供についてご説明させていただきます。
0:09:18	ページめくっていただきまして 29 ページ、節電による重量変化の影響については前月感染率 10%の
0:09:27	10%時の内部構造物の振動特性に与える影響を評価してます。
0:09:34	結論から言いますと、10%の
0:09:37	線を行っても変化するという振動数は軽微であるため、新耐震評価に影響はございません。
0:09:50	次のページへめくっていただきまして 5 ポツ、高浜発電所 3 号機、
0:09:56	6 年用原子炉の設置後の整合性に関する説明書、
0:10:00	文化から補足説明について、
0:10:03	冒頭でも説明させていただきましたが、
0:10:07	設置許可との整合性。
0:10:10	による説明が記載されてます。
0:10:14	2 ポツで検討及び確認結果、
0:10:19	①ツジ所見の記載について、添付 1 に、
0:10:23	を使用してご説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:27	2 ページ目カせていただきまして 34 ページ目。
0:10:33	添付 1 節とか尊敬書の本文になります。
0:10:39	当然原価に関する記載が悪の寸法、材料のみであるため、今回の工事による影響はありません。
0:10:49	次の 35 ページ添付 2、設置許可の添付で前列面積、
0:10:55	伝熱管本数を記載して、
0:10:59	おりますが、当該設置許可の変更申請の時に保有する値を記載している。
0:11:05	いますので、今回、本文の変更はございませんので影響はありません。
0:11:13	2 ページ戻っていただきまして、
0:11:17	5 人。
0:11:19	②ですね、安全解析の解析条件におけるSG伝熱管の全率について、
0:11:26	不安、
0:11:27	全解析上は久慈書における占率の影響を 0%もしくは 10%野瀬線図で、
0:11:34	評価しておりまして、今回、施栓を行っても、SD恣意性は先日 0%から 10%の範囲内。
0:11:43	でありますので、今回届けないように、影響はございません。
0:11:48	3 号で、各次長についても先日の評価は保険料 3、
0:11:54	温室、
0:11:58	燃えと 36 ページ 37 ページにお伝えしております。
0:12:03	以上のことから、今回届け内容は、
0:12:06	認可記載事項を変更するものではございませんということで、
0:12:13	説明以上していただきます。
0:12:29	あ、衛藤規制庁ニシウチです。
0:12:32	一応今ので概略説明以上という理解でよかったですでしょうか。
0:12:38	その通りでございます。関西電力の大野でございます。その通りでございます。はい。規制庁西内です。ちょっとこちらから事実確認進めていただきます。何かありますでしょうか。
0:12:54	原子炉規制庁坂元です。私からいくつか質問させていただきます。
0:12:58	まず、補足説明資料 2 ページの、
0:13:02	工事の概要全般について、ちょっと確認なんですけど。
0:13:07	まず今回使用するメカニカルPLUGについてなんですけど、
0:13:13	先ほど説明あったように幾つか種類があって、今回はAのメカニカルプラグを使用することなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:22	ちなみにこのAとそれ以外の違いとかあと、何で今回Aを使うのかっていうのをもうちょっと具体的に説明いただけますでしょうか。
0:13:34	磯さん、ください。
0:13:36	お考え、関西電力の福井です。
0:13:40	ばっかふるしないというところが、
0:13:46	ポイントでして、通常最近のPWSCCだったり概念減肉がある場合は、このA-ミナミからPLUGを打って処置をしています。
0:13:57	で、例えば過去の調査等で抜管をしなければならぬといったときには、そういったスリーブつきの谷ばメカニカルPLUGを、
0:14:07	取り付けて措置をするという使い分けで、
0:14:11	でございます。
0:14:15	規制庁阪本です。
0:14:17	ずっと聞こえなかったんですばっかりしなきゃいけない場合っていうのはどういうとき、
0:14:22	ですか。
0:14:24	関西電力の福井です。江藤加古です。WACCの調査等で抜管をしたりだとか、
0:14:33	それで特殊なケース呉の場合にはばっかをする場合があります。
0:14:38	規制庁阪本です。調査のために、
0:14:41	抜管するってそういう理解でよろしいですか。
0:14:46	関西電力の福井です。その通りです。
0:14:50	そうしました。
0:14:52	今回はそういう調査とか、規制庁阪本です今回はそういう調査とか行わないので、若尾せず、
0:14:58	メカニカルプラグを使うとそういう理解でよろしいでしょうか。
0:15:02	浅井晃伸イデ 5 オオクボです。
0:15:06	規制庁サカモトです。
0:15:09	次なんですけど、
0:15:11	このメカニカルPLUGの鶏間瀬線の方法についてちょっと私の理解が、
0:15:17	合ってるかどうかちょっと確認しに行きたいんですが、この図を見ると、
0:15:21	PLUGに、
0:15:23	マンドレルっていう。
0:15:26	棒みたいなものを差し込んで、
0:15:29	それを、
0:15:32	SGの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:35	伝熱管に入れ、
0:15:37	で、
0:15:38	それを、
0:15:39	引き抜くときに、
0:15:42	そのす。
0:15:43	PLUGが押し広がり、線をふさぐ形になるってそういう、
0:15:49	そういう方法で線をするって理解でよろしいですか。
0:15:55	関西電力の久下衛藤その通りです。メカニカルPLUGの中にこの中子というものがございまして、そこにねじを切りますんでマンドレルをここに付け、
0:16:05	当間アンドウールを引けばオンダかごがウエダ 2 グラムをお押し広げて伝熱管に気づくという。
0:16:16	報道でございます。
0:16:20	規制庁阪本です。
0:16:21	と中子いいマンドレルソネ時みたいな感じで入れて、それを引き、中尾ごと引き抜くと。
0:16:28	PLUGが、
0:16:29	この伝熱管にくっつく。
0:16:32	広がってくっついて、
0:16:34	閉じられるとそういう理解でよろしいですか。
0:16:37	販売レベルの藤です。その通りです。
0:16:40	規制庁サカモトですありがとうございます。
0:16:43	次なんですけど、同じページの、
0:16:46	左側に工事概要として今回伝熱管の補修に伴い以下の内容で変更を行う。
0:16:52	書いてありまして、
0:16:54	ここに書いてあるのはおそらく、
0:16:56	次のページでもあたり届け出でもある要目表の
0:17:00	今回、
0:17:01	変わるところですか。
0:17:03	書いていただいていると思うんですけど。
0:17:05	ちなみにこのか。
0:17:07	この外の数字と括弧の中の数字っていうのはどういう違いがあるのか、教えていただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:15	関西電力の福井です。括弧のことの数字ですけども設計確認値でございましてこの赤い以上が必要であるという
0:17:27	値でございます。括弧の中については、江藤現設備が保有する赤いお答えしております括弧のことよりも、大井というツールであることを示しています。
0:17:42	規制庁阪本です。括弧の外にある数字は、
0:17:46	先ほど説明あったような解析とかそういう、
0:17:49	ここに使ってる 10%、
0:17:52	の数値が書いてあって、外にあるのは、今現在の本数、実際の本数、そういう理解でよろしいですか。
0:18:02	関西の福井です。今おっしゃらぎや食うでして括弧の中にあるのが
0:18:08	括弧の中にあるのが、現在のそういうフォント等でございます。括弧の外の数字がそれより小さい数字だと思うんですけども、その数字が
0:18:22	快適等で使用されるとは
0:18:26	値になってます。
0:18:28	規制庁阪本です承知しました。今この資料 2 の中だけだと、そこまで読み取れないので、その旨説明を追記していただけますでしょうか。
0:18:42	関西電力のフクイでそうしました。
0:18:47	ありがとうございます。規制庁阪本です。続いてなんですが、
0:18:53	条文の適用の判断についてで、
0:18:57	ページ数で言うと補足説明資料の、
0:19:00	10、
0:19:01	8 ページ。
0:19:07	から、条文の的、適用条文等の整理についてで、
0:19:11	都丸と三角と×で、次のページから分けていただいていると思うんですけど、
0:19:19	この理由のところ、今、真穴、
0:19:22	何々の理由で、今回、審査適用審査対象条文であるということで書いてもらってるんですがマルの部分に関しては、
0:19:30	条文と言ってもその場だけじゃなくて、5 とかコウとかの単位で細かく分かれているので、どこの条文、
0:19:39	何号何行に対して、今回は適用して、
0:19:43	いますと、そういう、ゴコウとかコウノ単位で、
0:19:47	整理で説明していただくことは可能でしょうか。
0:19:54	少々お待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	関西電力の大本でございます。
0:20:20	今、この条文につきまして、何号、参考というのをご説明するのは、少し手元にないものですから、ご容赦いただきたいということと、
0:20:32	資料に反映するということでございましたらそう。そういう形でさせていただければなと思います。
0:20:43	規制庁阪本です。承知しました。
0:20:45	一応審査する側に届こうの条文で、
0:20:49	が対応だっているのは医師、認識合わせしなきゃいけないので、その辺どこが対象だと思ってるってことは書いていただけると。
0:20:57	いただけますようお願いいたします。
0:21:02	関西電力の大本でございます承知いたしました。
0:21:08	それと関連する、規制庁タカオ説明と関連するものだと思うんですが、
0:21:14	この補足説明資料に、対象の条文っていうのが書いアノ細かく書いてなくてもですね、届け出の発足時の添付、
0:21:24	ニワアノこれは何行男女、
0:21:26	南條南子何号の説明でってことは、書いてあったんでそこから読み取れる部分もあるんですけど、一部わからないところがあったんで確認させていただきたいんですが、
0:21:37	例えば、54 条の、
0:21:40	2 項 1 号、
0:21:43	ですけど、常設の重大事故等対処設備に関する、
0:21:48	等分で、
0:21:53	事故数就職、収束に必要な容量を、
0:21:57	があるかっていう。
0:21:59	条文なんですけど、
0:22:01	ちなみにそれってどこの資料で、
0:22:05	説明してるかっていうのを今説明してもらってもいいですか。
0:22:12	ちょっとお待ちください。
0:23:02	赤井電力の大本でございます。ご質問されてるページをもう一度大井ていただきますと助かります。
0:23:10	質問自体は、すいませんページ数ですよ。
0:23:15	届け出書で言うと、
0:23:19	資料 2。
0:23:21	ですね。
0:23:22	添付資料の 2 の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:25	ページ数、少々お待ちください。
0:23:43	あ、
0:23:51	規制庁サカモトです。
0:23:53	受け資料 2 のページ数、ちょっと
0:23:57	あれですね。
0:23:59	全体の投資が降っているわけじゃないのであれですけど、T3-添付の 2-1 っていうところに、
0:24:05	概要が書いてあって、そこでは一応 33 条 1 項 1 号に規定されている要領と 63 条に規定されている熱交換としての機能っていうふうに書いてあって、
0:24:17	で、
0:24:18	これに、その 54 条の、
0:24:21	2 項 1 号の事故収束に必要な容量っていうのもここに当てはまるのかなと思ったのでそれについて説明。
0:24:29	えとか戦略の考えを説明してくださいと。
0:24:32	いう質問です。
0:24:38	ちょっとお待ちください。
0:25:59	関西電力の大本でございます。お伺いしました。2-1 には書いていないんですけども、
0:26:10	前、4-1、
0:26:14	安全設備及び重大事故等対象設備が使用する条件における健全性の説明書、こちらの方に、54 条、オオノ法、
0:26:26	が記載しているということでございます。
0:26:32	具体的には、4-1 のところの第 2、第 1 パラグラフのところありますけれども、
0:26:42	一応発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則、
0:26:49	が技術基準規則というのを第十条第 2 項第 15 条第 2 項第 15 条及び第 14 条第 1 号を第 1 号という形で、
0:26:59	ここに
0:27:04	ヒガシをされる条件のもとにおける県で地域を説明するというので書かせていただいております。
0:27:10	以上です。
0:27:13	規制庁阪本です。
0:27:15	あとですね、一応、もちろん資料の 4 も見てるんですけど、
0:27:20	私はテライ 54 条の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:23	2 項、
0:27:25	1 号の話で、
0:27:26	そこは多分、明示的には書いてないですよ。
0:27:33	少々お待ちください。
0:29:44	関西電力の大本でございます。少しちょっとこのあたり、改めてちょっと我々の方で、本当に必要なかどうかというところを確認して、回答させていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。
0:30:01	規制庁西内ですけど。儘田しっかり事実関係整理して少なくとも最初阪本が言ったように、補足説明資料の方に書いてもらって適用条文の整理表あるじゃないですか。ここは若干
0:30:16	各要求事項の中の、多分代表的な人とバクツと書いていて、ちょっと皇后単位での要求事項について関西電力側でどう考えてるのかっていうのがある種ちょっと今までもこういう実績あるのでこちら側としても明確だなと思ってると思うんですけど。
0:30:30	そう意味でちょっと資料を改めて見るとちょっと不明確な部分もあるのでしっかり明確化してくださいと。
0:30:36	で、その上で、じゃあ、その 54 条の 2 項 1 号は、これ少なくとも常設 SA である SG に関しての話で、間違いなく適用だと思うんです
0:30:48	で、適用だと思うんですけど、まずそもそもこの補足説明資料上明確になってないのでそこからしっかり書いてくださいねと。その上で、さっき転用の健全性の説明書って話だったと思うんですけど、
0:31:01	夜の話は明確にそこじゃないと思います。
0:31:04	これは今までの審査の中でもそうですけど、基本的には設備設定の根拠の説明書でカバーしている話で、個別に多分容量計算の説明書が個別に他にある場合にはそういったところも活用して確認をする。
0:31:17	あとはそもそもの設備設定根拠説明書のつてこないような要目の要領とかに関しては基本的には要目ベースですよっていうくらいの感覚だったと思いますと。
0:31:27	今回添付資料の 2、
0:31:30	の設備設計のところを見ると 54 条 1 項って書いてないですけど、互助 2 項 1 号って書いてないですけど、基本的にはだから 63 条とかの個別の要求事項に基づいて必要な容量があるか確認してるわけですよ。
0:31:42	ユリば 54 条の 2 項 1 号の要求事項を踏まえて、63 条のところが必要な容量があるかを見ているっていうそういう関係で若干足りないよまあ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	若干何か新設ではないかなと思いますけど多分そういう意図で記載をしてるのかなとは思ってます。
0:31:56	そこら辺をちょっと整理してしっかり適用条文上で書いてもらえればと思います。よろしくお願いします。
0:32:02	関西電力の大本でございます。承知いたしました。
0:32:06	はい、少々お待ちいただいてもいいですか。
0:32:14	規制庁阪本です。
0:32:16	私からも、もう一つなんですけど、
0:32:19	今回
0:32:23	登録、
0:32:25	重大事故の条文の 59 条以降ですか。
0:32:29	辺りで、
0:32:32	条文で、資料で言うと補足説明資料の、
0:32:41	25 ページ。
0:32:42	辺りで、
0:32:44	今回この蒸気発生器の機能としては、重大事故設備の括弧流路と、あと括弧、熱交換器っていうふうに二つに分かれていると思うんですけど、
0:32:55	二つだったりどっちも及びで伝えて対応すると思うんですけど。
0:33:00	今回この流路っていうのは、
0:33:03	伝熱管の本数で見ている、
0:33:06	熱交換っていうのは加熱面積で見えてそれぞれ対応してるっていうふうに理解してんですけどそれで正しいですかっていう質問なんですけど、
0:33:30	関西電力の大本でございますおっしゃりいただきました通り、ユーロというのは浅井菅のことであり、熱交換というのは、
0:33:41	全体的なことということで間違いございません。
0:33:59	規制庁阪本です。
0:34:02	もうちょっと聞きたいんですけど、今、私流路は現在の本数のことかなと思って聞いたんですけど、本数ということよろしいですか。
0:34:19	しばらくお待ちください。
0:34:51	関西電力の大本でございます。流路と申しますと、炉心注入の時の流路になっているということでございまして、
0:35:01	本数というよりも流路流路というか、その中の流量になっていると、いうことではないかなと思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:10	規制庁阪本です。私の理解としては、
0:35:14	そういう何か注水するなりするときに、ある程度の本数がないと、
0:35:19	流路確保できないっていう意味で、
0:35:21	ここでは、本数を見ているのかなと思って質問させていただいたんですけど。
0:35:27	何か別のメルクマールがあって、
0:35:29	それをここでは確認してるってそういう理解ですか。
0:35:33	関西電力の大本でございます。本数で言いますと、添付 2 もつけておりますけども安全解析の中で、10%辺まで見ておりますので、
0:35:47	その中で確認できていると。
0:35:50	いうことかなと思っております。
0:35:55	規制庁サカモトです。少々お待ちください。
0:36:07	あ、規制庁阪本です。ちょっと私の質問が、
0:36:10	悪かったんであれなんですけど、
0:36:13	まず、
0:36:15	例えばですけど、
0:36:20	補足説明資料 25 ページの
0:36:27	59 条でいうと、
0:36:30	重大事故対象設備の裕度として期待されている蒸気発生器の機能に、
0:36:36	野瀬線による影響がないことを確認するため、審査対象条文ですって いうことは言ってあって、
0:36:41	ということは粒度として記載されている機能っていうのが今回推薦することによって、
0:36:47	問題ないってことを何かで確認してると思うんですけど。
0:36:51	それは、
0:36:52	ちなみにどういふことで確認してるんですかっていうことはお聞きしたい んですがよろしいでしょうか。
0:37:04	しばらくお待ちください。
0:38:34	関西電力の大本でございます。
0:38:37	本数という形で言うともちろん本市としては残ってないといけないんです けど、臨界性、という意味では、クボさんが入れば、
0:38:51	入るための流路が確保できていればということなのかなと思っておりま す。
0:38:56	以上です。
0:39:06	規制庁阪本です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:11	少々お待ちください。
0:39:15	規制庁阪本です。今、
0:39:19	流用としてホウ酸が注入される。
0:39:24	機能として、説明いただいたと思うんですけど、
0:39:28	例えばホウ酸がどれぐらい入れなきゃいけないっていうので、これぐらい入るからOKですとか、なのか。
0:39:35	別に量とかではなくて、
0:39:39	あれですかね、除却堰自体が、
0:39:42	重大事故時でも、
0:39:44	ちゃんとこうサカイられるっていうふうな流路として保ってる。
0:39:48	構造健全性的に保てるっていうことでOKとしているのかという、
0:39:52	意味では、どちらになるんでしょう。
0:39:56	関西電力の大本でございます。どちらかといえば国交省になりまして、注入自体はSGを介して注入するわけではございませんので、
0:40:06	入ったガンホーさんが循環する流路という、そういう事件かと思います。
0:40:13	規制庁阪本ですありがとうございます。
0:40:16	馬鹿流路と熱交換器で、熱交換の話で、機能として書いてあるんです。今みたいな、例えば工藤建設で確認してますということを、補足説明資料に、
0:40:26	追記いただければと思います。
0:40:34	はい、承知いたしました。
0:40:39	あ、規制庁サンゴホデちなみに熱交換の方は、
0:40:42	これは面す伝熱面積でこれぐらいの。
0:40:46	熱交換できるの。
0:40:48	面積で見てるのか、それともさ、
0:40:51	ルールみたいな形で熱交換できるっていう、構造健全性を保っていればいいのかという意味ではどちらになるんでしょう。
0:41:11	今しばらくお待ちください。
0:41:49	関西電力の大本でございます。伝熱面につきましては熱交換ということで、弟子交換機に書いてありますが、全面的冷却を期待しているということでございます。
0:42:05	規制庁サカモトで承知しました。
0:42:15	規制庁西内です。さっき流路の方ですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:19	基本的にはさっき説明確認、確認いただいたように、構造健全性的な意味合いでのルール粒度ユリとしての機能ってという意味だとそういうぐらいかな、それが少なくともメインだなという理解をされていて、
0:42:31	ちなみになんですけど、
0:42:33	本数的な意味合いも
0:42:37	何か関係するかしないかっていうと、
0:42:41	厳密に言えば関係するのかなという気も何か若干聞いた話を聞いていて思ったのが、要は安全解析上って、SAの有効性解析もそうですけど、
0:42:52	SGの本数とかその線率 10%というのを考慮して、
0:42:56	設定して入れてますよね。
0:42:58	厳密に言えばその条件で、
0:43:02	いわゆるちゃんと循環できる。
0:43:04	ていう前提での解析ですよ。
0:43:07	であれば何か流路としてって意味合いでいうと何かその本数的な意味合いも何か入ってくるのかどうかっていうのはちょっと。
0:43:15	少し、必要があればちょっとずつ追加充実いただければなと思うんですけども、よろしいですかね。
0:43:21	関西電力の大本でございます。承知いたしました。
0:43:28	充実したいと思います。
0:43:30	はい。規制庁西内です。その本数的な意味合いが流路じゃなくて、伝熱面積の方っていうなればの本数もこれインプットに入ってるはずですよ。本数と。
0:43:41	結局電熱町で流路伝熱面積が決まってくるので、だから本数的な意味合いはあくまでインプットはしてるけどそれは伝熱面積の方なんですってということではそれで結構なのでちょっとそこら辺は整理して補足説明書充実しておいていただいてもいいでしょうか。
0:43:58	関西電力の大本でございます。承知いたしました。
0:44:02	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:44:05	他に規制庁側から何か追加で確認しておきたい点ありますか。あ、ごめんなさいそうか。
0:44:15	規制庁西内ですすみません。
0:44:17	あとはちょっと全体的なところでなんですけど、
0:44:21	藤。
0:44:24	2点だけすいません。1点目は、本件って法令報告をいただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	原因と対策の報告っていう方はこれは別のものになりますけど、まだ出されていないという状況だと思うので、
0:44:41	本件結局原因とが、ある程度明確化していて、
0:44:47	それを踏まえての対策っていうところになるので、逆に言うとその原因が明確になってないと、我々としてもそのようは、
0:44:54	環境条件的な意味合いが主ですけどね、もうこの対策が有効かっていう意味でいうと、必ずしも確認はし切れないのかなと思っていて、
0:45:01	基本的にはその今までの全町村事象を踏まえたPWRSCCというところなのかなというふうに理解をしていて外面に関しては今までの傾向の中に含まれるというところかなとは理解してるんですけども。
0:45:13	そういった意味では原因と対策の報告をした段階で、
0:45:17	こちらの方の対策今野施栓っていう考え方が、
0:45:21	変更があるのかどうか、そういった原因と対策を踏まえてですね、ていうようなところについてはちょっと今後充実をいただければと思うんですけども。
0:45:28	よろしいでしょうか。
0:45:33	関西電力の大本でございます。まず原因と対策につきましては、今いえるところでございまして地元との関係もございまして、
0:45:44	証紙がかかっているところでございます。それから、あーその、
0:45:50	対策を踏まえた結果として大変変わるか変わらないかということであれば、今のところは変わらない予定でございます。
0:46:00	以上でございます。
0:46:01	うん。はい。規制庁西内ですそうですね正直
0:46:05	原因というところでは今までの知見もあってある程度明確にはなってるのかなと思う一方で、一方で、それが確定するのはあくまでも関西電力として原因と対策を出した段階で関西電力として確定するわけですよね。
0:46:18	だからその確定した情報をもってこの工事計画の内容を変更する必要があるかないかっていうのは、明確にちょっと補足説明資料上とかも更新をいただければと思うんですけどもというところでしたよろしいでしょうか。
0:46:29	承知いたしました。はいよろしくお願いしますであと1点ですねちょっとすみませんこれは若干、
0:46:35	ちょっと前回の先生のとときに私聞いたかもしれないんですけど、ちょっともう1回確認させてください。すみません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:41	概要資料 3 ページ、2 ページ名のところ
0:46:48	右下でそのメカニックあるPLUGが複数ありますよねと。
0:46:53	バックアップする場合にC、爆発する場合に初めてそのBCDっていう形でその間内容スリーブ、
0:47:01	看板用スリーブっていうものが出てくると思うんですけどね。
0:47:05	このスリーブの役割って、
0:47:09	いわゆる一次系と二次系の間のバウンダリ機能的なものをこのスリーブに期待するっていう理解でいいんですけど。
0:47:19	関西電力の大本でございます。おっしゃる通りこれバウンダリーの機能を有するものと考えております。
0:47:26	規制庁西内ですだから抜管するから、一次違う二次系の方が、
0:47:36	だからそのままにバウンダリーがここになるっていうことですよ。
0:47:39	そういう意味で言うと、この抜管しない場合今回のこのメカニカルPLUG野瀬センナ場合ですよ。この場合は言うなれば、
0:47:48	スリーブ、
0:47:53	してる。
0:47:54	この抜管してる場合の方と抜管しない場合で言われなかったバウンダリー的な意味合い。バウンダリー的な意味合いというとなんですけど、要は、
0:48:03	一次系の水が、
0:48:05	どれだけ括弧Aのこの施栓の部分で止まるのか飛ばないのか。
0:48:09	っていう意味合いは、やっぱりその多少は変わってくるっていう理解でいいんですかね。
0:48:20	関西電力の大本でございます。一次系の水は、小野瀬線部分で止まりますので、
0:48:27	括弧Aであっても括弧Cであっても、Aダッシュであっても、どちらもコガバウンダリーになるということで意味合いは同じではないかと思えます。
0:48:38	以上です。規制庁西内ですあれごめんなさいそうした時にちょっとこれ前回私が聞いた記憶があってちょっと若干失礼しました。しまって申し訳ないんですけど、ばっかする場合に、Dっていうスリーブはが設けている特に
0:48:51	抜管する場合の、
0:48:54	結局抜管してないサイドの方の、
0:48:57	D、
0:48:58	ってやつですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:00	括弧Dっていうスリーブが登場する意味合いって何でしたっけその(エ)のそのメカニカルPLUGそのまま使えるんじゃないんですでしたっけ。
0:49:10	要は、括弧AっていうメカニカルPLUGと、あとは、括弧CっていうPLUGとカッコdっていうそのスリーブの組み合わせをしてる場合って、ここって何が違うんですでしたっけ。
0:49:26	もうちょっと言うと、'等、
0:49:30	Bの組み合わせは、これ抜管しちゃってるから要は形的なところが負わないのでちょっと調整する必要がありますよって意味合いはあると思うんですけど。
0:49:38	CとDっていう組み合わせと、A、
0:49:42	ていう、その違いはどこにあるんですでしたっけ、これをそういうふうを採用する。
0:49:59	今しばらくお待ちください。
0:50:50	アベグループの小出江藤
0:50:54	おっしゃる通り抜管すると、メカニカルPLUGの反対側にSG二次側の長谷がありますので、それに対するバウンダリー、能力をより上げるために
0:51:06	Aと違ってCとDの組み合わせで、線をする形をとってます。
0:51:13	はい規制庁西内ですそう意味でいうと最初の僕の聞き方がちょっと悪かったと思うんですけど、やっぱりその括弧AのメカニクあるPLUGだけの状態と、CとDの状態ではバウンダリーとしての何か期待してる機能というか能力というのはやっぱり違うわけですよ。
0:51:29	一次系の圧と二次系の後のバランスを括弧AのこのPLUGだけでできるかっていうとできるわけじゃなくて、
0:51:36	だからこそ抜管する場合っていうのはこのスリーブっていうものが登場して、一次系と二次系の間バウンダリーを確固たるものにしていう理解でいいんですよ。
0:51:52	もうちょっとストレートに聞くと、抜管する場合にこの括弧Dがないとバウンダリーとして成り立たないという理解でいいんですよ。もうちょっとストレートに言うと、
0:52:12	規制庁ニシウチですけど聞こえています。
0:52:15	関西電力のフクイで、実力としてはバッカーした場合でもAとAのプラグで持ちます。ただ、よりバウンダリーを魅力上げるためにCとDの組み合わせで説明をするというものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:29	うん。規制庁ニシウチtheそういう意味ではちょっと私の質問がぶらかったですね実力的にはっていうところはちょっとありますけど、期待してる。要はこういう設計にしてる意味合いとしてはバウンダリカの向上というか、
0:52:42	確固たるものにするためにって意味合いって理解でいいですよね。
0:52:47	そのためにこのシールが登場するのです。
0:52:53	ちょっと若干かぶっちゃったかもしれないけどそういう理解でよかったですよね。
0:52:59	関西電力の福井です。その通りです。
0:53:01	規制庁西内です。
0:53:04	ちなみになんですけど、このメカニカルPLUGと、このスリーブのいわゆる何か機能的なところの説明って、何かこれまでの既工認とかでいただいていたっけ。
0:53:17	ちょっと補足的に補足説明資料がちょっと充実しておいていただければなと思ったんですけどちょっと毎回シバこれ前は確か僕聞いた記憶があって、毎回あの資料を見るために何かこれなんだっけなんてちょっと。
0:53:28	は話をちょっとしてしまうのでよければちょっとそのどこかしらに残しておいていただきたいんですけどというところでございます。
0:53:37	関西電力の大本でございます拝承いたします。
0:53:40	はい。よろしく申し上げます。その上でこのCとDと、'Bウノ抜管する場合のこの違いってというのはこれは単純に形の違い。
0:53:50	理解でいいですよ。そのよう抜管してしまうので看板に直接付けるか。
0:53:55	抜管してないSGの伝熱管の中につけるかっていうその違いがあるよってそういう理解でよかったですかね。
0:54:02	関西電力の大本でございます。おっしゃる通りでございます。はい。規制庁西内ですわかりましたじゃちょっとそのメカニカルPLUGとそのスリーブの機能的なところはちょっとすいません補足説明資料の方で結構ですので
0:54:14	機能的なところをちょっと記載をしておいていただければと思います。
0:54:19	はい。関西電力の大本です。承知いたしました。はい。よろしく申し上げます。衛藤。
0:54:27	規制庁側から他に確認しておきたい点ありますでしょうか。
0:54:39	規制庁の中です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:42	今回のちょっと届け出のですね設備の位置付けについて確認をしたいところがあって、
0:54:48	資料の、
0:54:51	これは、
0:54:53	補足説明資料ですね補足説明資料の 11 ページ。
0:54:57	添付 3 で、
0:55:01	添付する書類の整理についてという中で、
0:55:05	2 ポツのところですね、本届けの範囲は
0:55:10	原子炉冷却系統施設及び計測制御系統施設となっていて、
0:55:16	ここで急に系統計測制御系統施設というのはこう出てくるんですけど、
0:55:23	蒸気発生器自体が、継続制御系統施設であるこれはSA上の話だと思うんですけど、
0:55:31	今回の申請の観点でいうとその対象というのは要目表もたいし、計測制御系統施設という理解でよろしかったですか。
0:55:42	うん。
0:55:55	そうそう。はい。
0:56:14	あの申請書を見れば、一応多分兼用ってな。
0:56:20	はず。
0:56:25	ライフリー野瀬で行って、現在、
0:56:40	関西電力の大本でございます。要目表につきましては、届け出の方のページ番号で申し上げますと、G3、
0:56:51	2-3-4-5 のところの、
0:56:57	ところになりますけれども、
0:57:02	法、防犯、継続制御設備につきましては兼用となっております、
0:57:11	重大事故等のページにつきましては、
0:57:16	これは入って、
0:57:18	内容目標としては入っていないというものでございます。
0:57:39	は、
0:57:43	計上中です。要目表自体は兼用してるから兼用してるっていう一言でありますということをおっしゃりたいというそういう理解ですかね。
0:57:52	電力の大本でございます。目標と目標自体はあるんですけども、計測制御設備につきましては、目標への記載要求がないので、
0:58:03	そこは入っていないということでございます。
0:58:12	別表場がない。
0:58:14	別表上ないってことそういうことですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:17	わかりました。
0:58:19	ちょっと補足説明資料だけ見るとですね 11 ページでいきなりその計測制御系統施設がこの範囲だと言いつつ、それまでのそのページの中でですね継続制御系統施設というのが出てこなくて、
0:58:31	ですね。
0:58:32	ちょっとそこは、補足説明資料上の整理として、
0:58:36	例えば今その要目表上その
0:58:39	3 ページ目ぐらいにそこ、補足説明書の 3 ページ目ぐらいに
0:58:44	元冷系というだけで書いてんですけど例えばその転用であることとかです。ねそういうところを注記も記載するとかです。ねちょっとそういう工夫をはいかがかと思うんですがいかがでしょうか。
0:58:57	関西電力の大本でございます。承知いたしました。少しスズキてみたいと思います。はい。
0:59:03	それで、その上で、
0:59:09	と、
0:59:14	その関係なんですけど、あと 16 ページの添付書類の要否で、
0:59:25	これ添付書類の要否については現冷系の場合と計測制御系の場合とこう分けて書いていて、
0:59:33	計測制御系統の場合は、16 ページの耐震性に関する説明書と強度に関する説明書は、
0:59:43	これは不要としているんですけど、
0:59:47	これはあれですか要目表の対象ではないからバツにしているとそういう見方なんでしょうか。
1:00:05	今しばらくお待ちください。
1:01:56	関西電力の大本でございます。
1:02:01	継続営業設備は要務ないからということではなくて、
1:02:06	首藤 6 設備である呉原理系の施設の方で代表して、記載しておりますので、これでは不要ということでございます。
1:02:16	規制庁仲です。多分結論としてはまとめて現冷系で説明をしているという理解かと思うんですが多分計測制御系統施設がそもそもどういう位置付けかという、
1:02:31	多分、SAクラスⅡ設備であり
1:02:36	耐震重要施設である、そそういう理解でよろしかったでしたっけ。
1:02:52	関西電力の大本でございます。A-59 条に書かれてある通り、Aクラスでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:59	はい。
1:03:00	そうすると補足説明資料の 11 ページのその 2 ポツにですね
1:03:06	添付する書類というのは、別表第 2 の上欄に記載される種類に応じて下段に記載され添付添付する必要があるといった場合に、
1:03:17	今回計測制御系統施設というものに対して、強度と耐震というものが添付されてないという
1:03:27	見方をするんですけどそれは適切なんでしょうか。
1:03:38	今しばらくお待ちください。
1:03:49	神吉安全なときは、田丸が
1:03:53	オカで見てますから、その
1:04:41	関西電力の大本でございます。その適切かどうかということはちょっと、判断を求めますけれども、我々これまで同じものを、
1:04:51	同じ説明書をつける場合は、片方だけつけると、代表の方で来てるということで、示させていただいております。
1:05:07	規制庁ナカじゃちよともう 1 点確認ですけど強度計算しよう。
1:05:13	妥当今
1:05:14	17 条と 50。
1:05:18	5 条を、
1:05:19	一応対象として数いると思うんですけどその 55 条の対象というのは、
1:05:26	一応現冷系としての性ということで書いてるそういう理解でよろしかったですか。
1:05:41	今しばらくお待ちください。
1:05:47	これ、
1:05:51	現状です。
1:06:49	関西電力の大本でございます。こちらにつきましても
1:06:55	年齢形で含まれる形で継続制御系のほど、アカサカしていただいております。
1:07:03	計測制御系の方で新たな評価が必要であればもちろん追加させていただくんですけども、これに包絡されるということで代表して書かせていただいております。
1:07:14	以上です。規制庁ナカセだから包絡されるから一応計測制御系も含めて評価はしているという理解っていいんですけどつけその計算書なんかは、
1:07:27	代表的にというちよつと言いが、
1:07:29	現冷系だけなのかその計測系も含めて評価をしてるかっていうと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:35	結局含めてだから一応両方評価をしてるということなんですよね。
1:07:40	関西電力の大本でございます。おっしゃる通りでございます含めて評価しているという認識でございます。わかりました。
1:07:48	多分表現の仕方だけなのかもしれないんですけど、
1:07:53	何となくこの 16 ページだけを見る等、現連携をやってるんで計測系は不要という言い方をしていて、
1:08:00	評価が不要のように感じ、これ見えるんですけど、
1:08:04	だからそれはその包絡したものとして現冷系の方で評価をしていると。
1:08:10	そういう、
1:08:11	ことの表現の方が適切なんではないでしょうか。
1:08:14	関西電力の大本でございます。おっしゃる通りでございます。
1:08:18	少しちょっと書き方等工夫したいと思います。はい。ちょっとババツというのが添付の要否でいらんというのがちょっと、
1:08:26	そこが少し引っかけたものですから評価が、別に不要なわけではなくて評価をしていると。
1:08:33	ということですかね。ちょっとそこら辺もですね○×のつけ方も含めてちょっと結構検討いただければと思いますがいかがですか。
1:08:42	関西電力の大本でございます。これまで一の代表しているものに対して包絡されるのであればつけないということですので店舗、やはり不要なのかなとは思いますが、理由のところを少し充実していきたいと思えます。
1:08:56	はい。まだちょっと理由のところを少し丁寧にですね、状況がわかるように、ご説明していただければと思います。
1:09:03	承知いたしました。はい。
1:09:15	規制庁阪本です。ちょっと補足説明資料の、
1:09:20	ところで 1 点追加であるんですけど、
1:09:24	足説明資料の 8 ページから、
1:09:29	8 ページから、工事計画に係る手続きガイドを抜粋して、
1:09:35	いただいていると思うんですけど。
1:09:39	私が思っ
1:09:40	てるを、ガイドを見るとちょっとバージョンが違うんじゃないかなって思いました、確認したいんですけど。
1:09:50	例えば、
1:09:55	なんで、補足説明資料の 9 ページ、ガイドでいうと、
1:09:59	オノナカノでいうと 4 ページの、bポツのところですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:03	衛藤コモリのPポツのところ、性能または強度に影響を及ぼす工事の ところの文章をこの補足説明資料で抜粋している。
1:10:12	る。
1:10:13	ガイドを読むと、
1:10:14	修理の工事において、工事計画の記載の変更を伴うものをいうて書いて ありまして、
1:10:20	私が、私が持つてると見てる方の、
1:10:25	bポツを読むと、
1:10:27	修理の工事において、要目表の記載の変更を伴うものをいうていうの でちょっと記載が異なっていて、
1:10:34	おそらく、
1:10:35	古いバージョンの使われているのではないかなと思ったのでちょっと確 認をお願いします。
1:10:41	関西電力の大本でございます。廃止いたします。
1:10:45	はい。私からは以上です。
1:10:53	規制庁中ですちょっと
1:10:57	先ほどの添付書類一覧表のところの、ちょっと追加の確認なんですけど 16 ページの
1:11:05	構造図というところで理由のところですね。
1:11:09	同じく計測制御系統施設というとしての乗客請求は、
1:11:14	基本設計方針のみが対象であるためっていうところは、これは、
1:11:21	どういう出資なんでしょうか。先ほど、
1:11:25	一応、要目表そのものはないけど兼用となってる中でこれは基本積を 四宮対象。
1:11:34	ていうことなんでしょう。
1:11:48	少々お待ちください。
1:12:22	関西電力の大本でございます。実際の方がちょっとわかりづらございま すけれども、要目表に記載がない設備という意味合いでございます。以 上です。
1:12:37	規制庁仲です。要目表の記載がないのはわかりつつ、基本設計方針の 身勝手そうですか。
1:12:46	わかりました。最初の質問に戻りますけどちょっとそういう意味でやっぱ り計測制御系統施設の申請範囲といい、
1:12:56	ところがちょっとわからないところがあって、
1:12:59	先ほどのその要目表上の注記でどう書いてるかとかそういうところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:04	この補足説明資料で言えば、
1:13:08	前半のところですかね、その元冷系だけをちょっと中心にご説明されてるんですけど、計測制御系統施設の範囲ということはそれは理解する どういう、
1:13:19	位置付けでその範囲と考えるのかというところを少し補足できるところは補足していただければと思いますがいかがでしょうか。
1:13:27	関西電力の大本でございます。承知いたしました。
1:13:30	はい。
1:13:35	はい。規制庁西内です。規制庁側からは、以上でよろしいでしょうか。
1:13:42	はい。
1:13:43	ちょっと今日の話を踏まえて関西電力の方でまず、基本的には補足説明資料の充実というところだと思いますので、後の充実進めていただいてまたご提出をいただければと思います。で、
1:13:57	その中で先ほどちょっと一つ話しましたけど原因と対策っていうものがまとまったら、そこで初めてこの工事計画っていうもの、要は意味合いとして確定するのかなと思いますので、
1:14:08	そういった情報も含めて補足説明資料を充実してご提出をいただければと思います。
1:14:14	はい、江藤菅さん能力側カラーそういったところで具体的に資料の提出時期のめどが立ちましたらまだ事務的にこちらの方にご連絡をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
1:14:28	関西電力側から今日のヒアリング全体通して何か追加で確認しておきたい点ありますでしょうか。
1:14:37	関西電力の大本でございます。特にございません。はい。規制庁西内です。規制庁側から全体通して何かありますでしょうか。はい。
1:14:46	今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました。
1:14:50	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。